

第 10 期山陽小野田市高齢者福祉計画の策定について

1 策定の趣旨等

(1) 趣旨

現行の「第 9 期山陽小野田市高齢者福祉計画」（令和 6 年度～令和 8 年度）を見直し、国の基本指針等を踏まえ、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 10 期山陽小野田市高齢者福祉計画」を策定する。

(2) 位置付け

○市の高齢者施策を総合的、計画的に推進するための基本方針

○「介護保険事業計画」（介護保険法）、「老人福祉計画」（老人福祉法）及び「認知症基本計画」（認知症基本法）を一体のものとして策定。

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
第 9 期高齢者福祉計画									
			策定	第 10 期高齢者福祉計画					
							第 11 期高齢者福祉計画		

2 策定に当たっての基本的な考え方

○団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年(令和 7 年)を迎え、さらに、今後、高齢者人口がピークを迎える 2040 年(令和 22 年)を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口が急減することが見込まれている。

さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となる。

○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）及び介護保険事業計画の作成に併せた老人福祉計画の見直しについて(国通知)に基づき策定する。

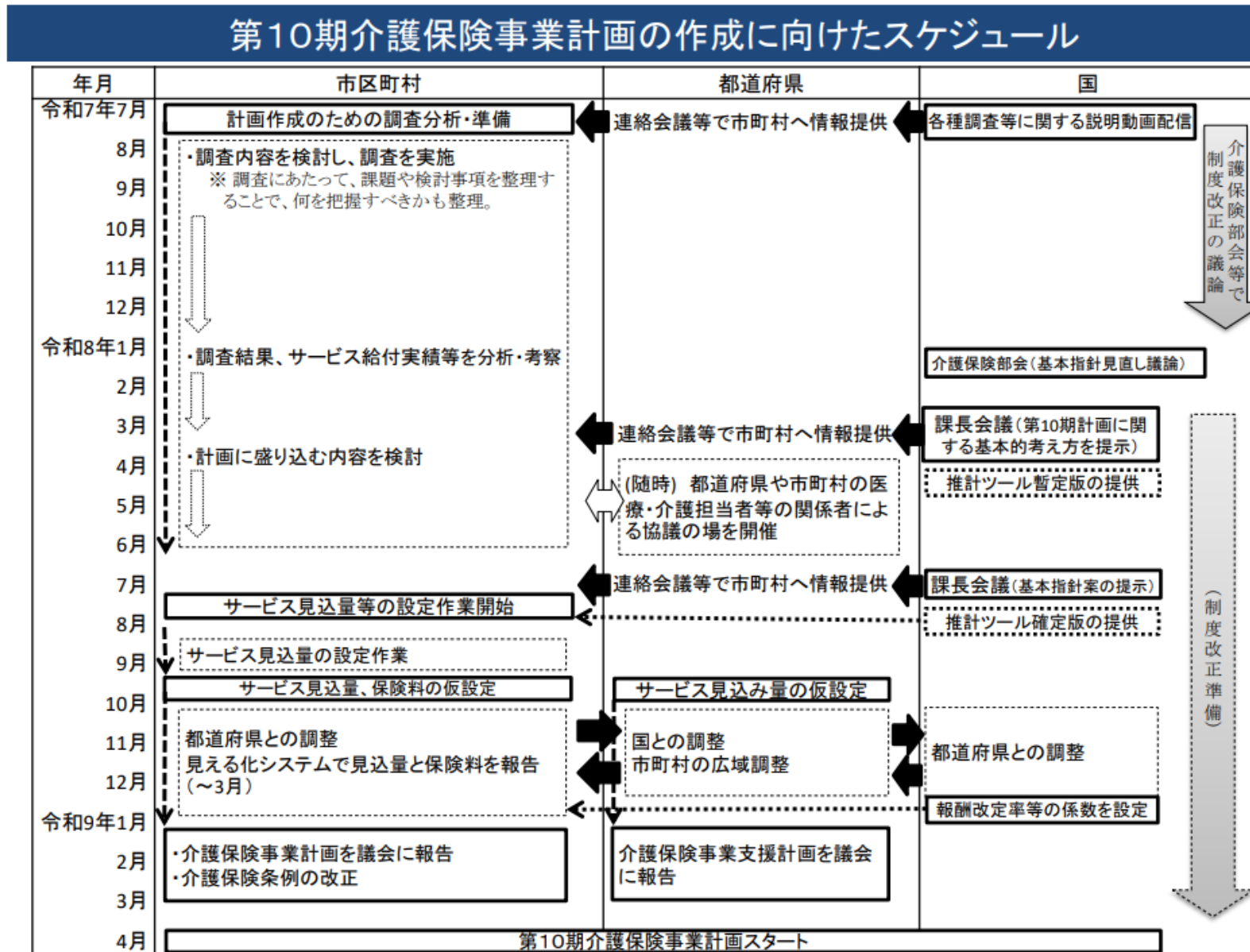
○現行計画の進捗状況、高齢者を取り巻く現状、介護保険制度の見直し等を踏まえる。

○県計画(第九次やまぐち高齢者プラン)との整合、第二次山陽小野田市総合計画等の各分野計画と連携・調和を図りながら策定する。

3 第10期山陽小野田市高齢者福祉計画策定スケジュール（予定）

時期	国	県	市
8月	基本指針（案）の提示	新プラン 骨子案	高齢者保健福祉推進会議（第1回） ・各種調査結果の報告
9月			第10期高齢者福祉計画素案作成
10月	基本指針の告示 老人福祉計画の見直し（案）の提示		高齢者保健福祉推進会議（第2回） ・計画素案の説明
11月		新プラン 素案	
12月			パブリックコメント実施
1月	老人福祉計画の見直し（国通知）		第10期高齢者福祉計画最終案作成 ・介護サービス見込量、保険料等確定
2月		新プラン 最終案	
3月			高齢者保健福祉推進会議（第3回） ・計画最終案を説明 介護保険条例改正 第10期高齢者福祉計画（案）を議会へ報告 第10期高齢者福祉計画策定・公表

(参考) 厚生労働省ホームページより引用



介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

